

第16回 安来市農業委員会議事録

平成30年10月22日 午後2時00分 第16回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	北中 宏一君	2番	武上 隆雄君	3番	杉原 建君	4番	木戸 芳己君
5番	仲佐 久子君	6番	北川 正幸君	7番	安松 智君	8番	藤原 明紀君
9番	増田 和夫君	10番	板垣 裕志君	11番	新田 里恵君	12番	塩見 秀雄君
13番	板金 悟君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	16番	岡田 一夫君
17番	吉村 正君	18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成30年10月22日 1日
日程第 3	議第62号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第64号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第56号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第65号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第57号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10	報第59号 農地法第18条の規定による通知について
日程第11	報第60号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第16回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、
第16回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

18番 齋藤委員が少し遅れて出席されます。

議長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により15番 佐々木委員、17番 吉村委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第62号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第62号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて このことについて、別紙のとおり非農地証明願いの提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願いは、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農業用機械が入らないこと、水不足がおこること、当時の耕作者も高齢で、かつ現在の所有者も当時会社勤めなどをしてきたことから昭和60年ごろから耕作をしなくなり、雑木が繁茂し、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業用利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について 地元委員11番 新田委員から申請場所の説明を求めます。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。場所の説明をいたします。4ページの位置図をご覧ください。左下に縮小図がついておりますが、折坂のコンビニの交差点より下の方に鳥木町と書いてありますが、鳥木の方に向かって500m行き、右折して200m行き、交差点をまっすぐ行ったところから右側に100m程入った山の中が申請地です。よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査について2班からの調査報告を19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。調査報告をさせていただきます。今月の調査班は2班で安松班長、杉原委員、仲佐委員、塩見委員、岡田会長と私、事務局より堀江係長で行いました。10月19日13時30分に農業委員会会議室において事務局より説明を受けたのち現地に向かい、現地では地元委員の新田委員の説明を受けました。申請地は昭和30年ごろ葉タバコが作られていましたが、先ほどの事務局からの説明にありましたように、農業用機械が入らないことや、たびたび水不足が起こることなど、当時の耕作者も高齢で、かつ現在の所有者も当時は会社勤めのため、なかなか耕作が出来なかったということでございます。昭和64年ごろより雑木が繁茂し、竹等も生えてまいりまして、山林化している現状でございます。以上のことから調査班としましては非農地として判断したところでございます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第63号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第63号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積（50a）については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m以内、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、ユンボ1台を所有しています。労働力は本人1名及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約70m、農機具は、運搬機1台、管理機1台を所有しています。その他農作業に必要な農機具は所属する営農組合から借上げしているとのことです。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

3番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m以内、農機具は、耕運機1台、軽トラック1台、草刈機1台を所有しています。その他農作業に必要な農機具は所属する営農組合から借上げしているとのこと。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を求めます。1番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。1番の案件についてご説明申し上げます。場所は伯太庁舎の前を走っております安来伯太日南線を約8km日南の方に上がっていただいて、そこを左折し県道本山伯太線を1km進み右折して約1km行ったところが申請農地の周辺となります。申請人と譲受人は親子の関係で、以前から一緒に農業を営んでおられましたが、申請人が高齢ということで、自分がわかっているうちに贈与の手続きをした方が良いという判断で今回の申請になったものです。申請地の周囲に影響を及ぼすことはないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。2番案件の場所の説明をします。白鳥ロードの沢交差点を右折し、二中方面に700m行った右側の農地です。申請地は譲受人の祖父が亡くなられたときに、譲受人の父の弟が相続された農地で、弟が亡くなられ実家に戻されるものです。以前より申請人が農地を管理しており、他の人に迷惑をかけることはないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 8番 藤原委員 お願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。3番案件の場所についてご説明いたします。まず植田町字三日市379番1でございますが、これは県道広瀬荒島線の途中にあります福祉施設の交差点を東の方向に200m行った左側の田んぼでございます。それから466番2は飯梨小学校校門前の県道、さぎの湯温泉線でございますが、校門の前から南方向、広瀬方向に200m行った右側が該当地でございます。次の956番1の畑でございますが、これは先ほどの福祉施設の交差点から200m南へ行った右側の方が自宅であり、その裏山にあります山畑でございます。この案件について、現状、実際耕作しておりますのが譲受人で、家庭内での移動ということでございまして、周りの農地に悪影響を与えることはないと思われましてよろしくお願ひいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

7番 安松 智君
はい。

議 長：岡田 一夫君
7番 安松委員。

7番 安松 智君
7番 安松でございます。1番案件も同様ですが、耕作面積についてです。家庭内の移動ということで譲渡人も譲受人も同じ面積が上がっているのですが、以前、面積の考え方について提示されましたが、あの考え方と齟齬があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局：堀江 雄二君
お答えいたします。前回、耕作面積の説明として、移動が決定されていないから移動のものについては譲渡人の面積に含まれると説明させていただきました。今回の1番、3番案件につきましては先ほど安松委員からありましたように、同じ農家の世帯間での移動になってしまいますので、耕作面積自体にその農家全体としての移動がないという案件ですので、このような表記になります。

議 長：岡田 一夫君
よろしいでしょうか。

7番 安松 智君
はい。

議 長：岡田 一夫君
他に質問はありますか。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第64号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第64号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページから11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農用地区域内農地です。転用目的は、農作業場及び農機具庫、権利の設定は賃借権の設定です。申請者は、伯太地区内等で農地耕作している認定農業者で、法人格を有しています。役員及び従業員6名は、それぞれの自宅内で農機具を保管したり、役員の自宅敷地内で野ざらしにしている状態が続いています。また、耕作面積の増加に伴い、コメの調整作業を行うスペースも不足しています。このことから、農業用施設として農用地区域内の用地変更の上、農作業場及び農機具庫の建設を計画しました。これは、申請に係わる農地を農用地利用計画において指定された用途に供するためのものであり、農地法第5条第2項ただし書きに該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、公表されていません。

2番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、駐車場兼業務用機材置場で、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、現地で、従業員14名を雇用し醤油、味噌等製造する食品加工業者で、事業の拡大により、現在の施設では狭くなり工場増設が必要となりました。従来駐車場に使用してきた同一敷地内の場所に不十分であった従業員休憩室を含めた工場1棟の建設計画を立てたことで、従業員通勤車両及び営業車両18台分の駐車場と営業用資材置場を新たに計画しました。これは、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存の施設の拡張に該当すると考えます。「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいい、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限られます。本申請地に隣接している既存の施設のある土地の面積は1,980㎡ですので問題はないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、1,600,000円です。

3番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した「飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業」のことで、転用目的は、農家住宅、権利の設定は賃借権の設定です。新規就農者受け入れに意欲的な下坂田集落において、集落ビジョンを作成し年次的に就農者を受け入れ、定住に結びつけることを位置づけたため、安来市が取り組む新規就農者支援策の就農定住パッケージ事業を活用し、農家住宅を建築するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、公表されていません。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。1番の場所を説明させていただきます。伯太庁舎の前を走っております安来伯太日

南線を約8 km日南方面に走っていただきまして、その交差点を左折して、県道本山伯太線を約1 km進んだところの交差点を右折し約1.5 km進んだ三叉路を右折いたしますと、お手元の位置図の右上のところに出てまいります。その交差点を約500 m進んだところが申請地となっております。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。2番案件の場所の説明をいたします。10ページの地図をご覧ください。伯太庁舎の前の安来伯太日南線の信号を南に約350 m行っていただきますと、信号機のある交差点にたどり着きます。それを左折して50 mくらい行ったところの右側が申請地でございます。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

8番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。場所の説明をさせていただきます。11ページをご覧ください。9号線、飯梨川東側交差点を北の方に入りますと、JAの集荷センターがありますが、そこから約100 m行ったところが現地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査について2班からの調査報告を19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。1番の案件の調査報告をさせていただきます。現地では地元委員の佐々木委員、北中委員の説明を受けました。申請者は伯太地区内等で農地耕作をされている認定農業者であります。法人格を有してまして、役員及び従業員6名はそれぞれの自宅内で農機具を保管したり、役員の自宅敷地内で野ざらしにしているような状態で、先ほどの事務局からの説明のとおりでございます。そしてこの度、年々、耕作面積が増加していること、米の調整作業等行うスペースも不足していることなどあり、申請地で農作業場及び農機具庫の建設を計画されたものでございます。この土地につきましては、前面侵入道路よりも約1 m高い位置にありまして、この土地を平均約40～50 cm程度掘り下げられて、砂利等で転圧されるということでございます。そして残った法面が崩落しないように植栽等で処理をされるということをお聞きしております。そこには20 mの建物を建てられ、その一角には資材置場や従業員の駐車場に使われるということです。雨水に関しましては、既存の排水路に流すということでございます。水利組合の同意書、隣接農地の同意書も取ってありまして、調査班としましては許可相当と判断させていただいたところでございます。委員の皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。続きまして2番案件の調査報告をさせていただきます。2番案件も同じく地元委員の佐々木委員の説明を受けました。申請者は従業員14名を雇用し、醤油、味噌等を製造する食品加工業です。今回、今ある敷地内の駐車場において工場の増設が必要となり、建設にあたり、代わりの土地が必要になったということでございます。その隣の土地以外にこの計画ができる場所がありませんので、この度その隣の土地を西側の農道の高さ、前面の道路は少々高く、今の敷地と同じ高さですが、今回の駐車場の高さは西側の農道の高さに揃えられるということでございます。盛土をされて約50 cmくらいだと思えました。盛土をされて真砂等で転圧をかけられて駐車場及び機材置場を設けるということでございます。雨水につきましては既存の水路に流すということでございます。こちらの方も水利組合の同意書、隣接農地の同意書が添付してありまして、調査班としましては許可相当と判断したところでございます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。続きまして3番案件ですが、地元委員の齋藤委員、渡辺委員の説明を受けました。申請地は安来市が取り組む新規就農者支援策の就農定住パッケージ事業を活用し、農家住宅の建築をされるものです。3棟の計画が

出されておりますが、今回は3棟の内の1棟です。この土地は前面道路より約80cm低い土地でございますので、前面道路と同じ高さまで盛土をされるということです。そして南側には幅4mの進入道路をつけられて、前面道路から2軒目までが侵入道路が付くということでございます。そして盛土をされた法面は土把でつかれるということでございます。そして、汚水につきましては合併浄化槽で処理をされて、排水路に排水するということでございます。雨水につきましては、溜枘等を使い既存の水路に流すという計画です。こちらでも水利組合の同意書、隣接農地の同意書も添付されておまして、調査班としましては許可相当と判断しました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
日程第6 報第56号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
12ページをご覧ください。報第56号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。13ページに案件の内容、14ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただ

きます。1番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について 地元委員 9番 増田委員 申請場所の説明を求めます。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。14ページの地図をご覧ください。上の方にあるのが国道でございます。その交差点から県道広瀬荒島線を約40m行ったところを右折し、約10m行って右折し、400m行ったところが現地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第65号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二

15ページをご覧ください。議第65号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、18ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が14件、14,444㎡、使用貸借が1件、643㎡、全体で15件、総面積が15,087㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 種田 容子君

失礼いたします。議第65号についてご説明いたします。詳細は19ページからです。今月の利用集積計画は、番号1～3番までは農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。また、4番、5番はいわゆる利用権設定の申請であり、いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

7番 安松 智君

はい。

議長：岡田 一夫君

7番 安松委員。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。ちょっとお尋ねするんですが、1番案件と3番案件は申請人も相手方も全く同じなんですが、片方が使用貸借権、もう片方が賃借権ということですが何か理由や条件があるのではないかと思います。わかれば教えていただきたいです。

農林振興課 種田 容子君

中間管理機構を通じて貸借をする農地ですので、実質の相手方、1番の筆と3番の筆は耕作者が違います。農地の出し手と作り手、双方の話し合いにより、1番の筆は使用貸借、3番の筆は賃借になったということ

です。

議 長：岡田 一夫君
よろしいでしょうか。

7番 安松 智君
はい。

議 長：岡田 一夫君
他に質問はありますか。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第8 報第57号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
20ページをご覧ください。報第57号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。23ページから26ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地41筆が、このたび、法人に賃借権及び使用貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成30年9月14日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君
日程第9 報第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
28ページをご覧ください。報第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。29ページから32ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、3件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君
日程第10 報第59号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を

求めます。

事務局：堀江 雄二君

33ページをご覧ください。報第59号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。34ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、8件で、すべて農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第60号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

35ページをご覧ください。報第60号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。36ページに届出内容が載っていますのでご覧下さい。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は3件で、安来市長 近藤宏樹、担当部署建設部土木建設課より届出があったものです。事業名は、3件とも「社会資本整備総合交付金事業中島津田平線道路改良工事（その2）」で、平成30年10月18日から平成31年3月11日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第16回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 3時00分)